

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和4年12月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳
②事務の内容	<p>市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。また、窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能での受付を行い、マイナポータルのお知らせ機能での追記を行う場合がある。</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	<p>1. 各種帳票の発行 住民基本台帳を元に、住民票の写し、記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書を発行する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、住所設定、職権記載等により、新たに住民となるものを住民基本台帳に記載する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の変更 転居、世帯変更、戸籍変更、在留情報変更等が発生した際に、変更事項に合わせて住民基本台帳の記載内容を変更する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の削除 転出、死亡、出国、職権削除等により、住民基本台帳に記載された住民情報を削除する機能</p> <p>5. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳に記載されている住民情報を照会する機能</p> <p>6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民基本台帳の異動情報、附票情報、転出証明書情報等を機構・県・他自治体と連携する機能</p> <p>7. 課内連携システムとの連携 住民票の記載・変更・削除等に応じて、必要な事項をバックアップシステム、印鑑登録システム、証明書自動交付機、証明書コンビニ交付システム、戸籍システム（附票情報）に送信するための課内連携システムに連携する機能</p> <p>8. 法務省との連携 外国人住民の住民票の異動を元に、法務省に送付する市町村通知の作成及び法務省通知を取り込む機能</p> <p>9. 住民基本台帳に関する統計 住民基本台帳を元にして、人口統計、異動集計等の処理を行う機能</p> <p>10. 宛名管理システムとの連携 住民票情報の記載、変更、削除に対して、宛名管理システムへ必要な情報を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (課内連携システム[戸籍システム、印鑑登録システム、バックアップシステム、) 自動交付機、証明書コンビニ交付システム)

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 市内住民の住所等宛名情報の管理 既存住基システムの異動に伴い、市内住民宛名データを新規登録、更新、削除する。</p> <p>2. 住民登録外者の宛名情報の管理 利用業務にて本システム内に随時、新規登録、更新、削除する。</p> <p>3. 短期滞在者(外国人)情報の管理 短期滞在者の発生に伴い、本システム内に随時、新規登録、更新、削除する。</p> <p>4. 法人の宛名情報の管理 法人台帳の異動に伴い、法人宛名データを新規登録、更新、削除する。</p> <p>5. 認可地縁団体情報の管理 認可地縁団体について、本システム内にて随時、新規登録、更新、削除する。</p> <p>6. 金融情報の管理 金融機関情報は、当該宛名管理システムより、随時、新規登録、更新、削除する。</p> <p>7. 付随情報の管理 利用業務にて、各宛名情報についての付随情報を随時、新規登録、更新、削除する。</p> <p>8. 抑止設定の管理 帳票発行抑止、異動抑止、表示項目のマスキング処理等の抑止設定情報は、当該宛名管理システムにより、随時、新規登録、更新、削除する。</p> <p>9. 他業務へのデータ連携、提供 共通利用システムへの連携によるデータオンライン参照、提供、バッチ処理による切り出しを可能とする。</p> <p>10. 宛名情報の照会、一括出力 登録済みの宛名データの検索、帳票及びファイルへの出力を可能とする。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (統合宛名システム、健康管理システム、生活保護システム等)

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供記録等を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワーク(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (統合宛名システム)
システム5	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 団体内宛名番号が未登録の個人について、既存住基システムでの転入・出生等の事由により、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 本システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)
システム6	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1. 既存システム連携機能 既存住民基本台帳システム、印鑑登録システム、戸籍システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>2. コンビニ交付機能 証明書交付センターからの要求に应答して証明書自動交付を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (印鑑登録システム、戸籍システム)

システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ぴったりサービス）
3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成28年3月31日法律第13号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号） （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 （別表第二における情報照会の根拠） ・なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市環境生活部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除（死亡による削除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
その必要性	法令に基づき、区域内の住民の住民基本台帳を作成・保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他（ 戸籍情報、外国人住民に関する情報(国籍、在留資格等))
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基法第7条（住民票の記載事項）にて住民票に記載すべき事項であるため ・その他識別情報(内部番号) 庁内で個人を一意に識別し、連携する際に必要なため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月予定
⑥事務担当部署	環境生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	住民票に記載されている住民全員の記録を、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため	
④使用の主体	使用部署	環境生活部戸籍住民課、嬉野地域振興局地域住民課、三雲地域振興局地域住民課、飯南地域振興局地域住民課、飯高地域振興局地域住民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1. 住民票の写し等の発行 本人の希望、使用目的に応じて、個人番号が記載された住民票の写し等を発行、交付する。</p> <p>2. 住民基本台帳の記載 転入等により、新たに住民基本台帳に記載する際には、転出証明書に記載された個人番号と届出時に本人確認のため提示された個人番号を照合し、真正性を確認の上、個人番号を引き継いで記載する。 出生、海外転入等により、新たに住民基本台帳に記載する際には、地方公共団体情報システム機構に個人番号の付番要求を行い、付番された個人番号を取得して住民基本台帳に記載する。</p> <p>3. 住民基本台帳の変更 住民基本台帳の変更の届出の際には、届出時に本人確認のため提示された個人番号等で、当該対象者を検索、確認の上、変更内容に合わせて住民基本台帳の記載を修正する。</p> <p>4. 住民基本台帳の削除 転出、死亡、出国、職権削除等により住民基本台帳に記載された住民情報を削除する際には、届出時に本人確認のため提示された個人番号等で、当該対象者を検索、確認の上、住民基本台帳から削除する。</p> <p>5. 住民票関係情報の提供 別表第二に記載のある事務から情報提供ネットワークシステムを通じて照会があった場合、個人番号を含む住民票関係情報を提供する。</p> <p>6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号が記載された本人確認情報、転出証明書情報等を機構・県・他自治体と連携する。</p>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(通知カード)又はその他の本人確認書類と住民基本台帳ファイルを、個人番号、基本4情報、住民票コードをもとに突合する。(上記1. 2. 3. 4.) ・照会の際に受領した対象者の情報と住民基本台帳ファイルを、個人番号をもとに突合する。(上記5.) ・受領した個人番号を含む本人情報と住民基本台帳ファイルを、住民票コードをもとに突合する。(上記6.) 	
⑥使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	既存住基システム保守業務委託	
①委託内容	既存住基システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	証明書コンビニ交付システム保守	
①委託内容	証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (55) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (25) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2に定める事務
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
移転先1	番号法第19条第8号別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第1(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第1に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	住基法第7条第4号に規定する住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動の更新があった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【保管】

- ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。
- ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要
- ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。

【消去】

- ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。
- ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月予定
⑥事務担当部署	環境生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	環境生活部戸籍住民課、嬉野地域振興局地域住民課、三雲地域振興局地域住民課、飯南地域振興局地域住民課、飯高地域振興局地域住民課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない <input type="checkbox"/> 1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="margin-left: 200px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="margin-left: 200px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す）
その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 機構は、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、これらの事務を実施する。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	環境生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)								
③使用目的 ※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため								
④使用の主体	使用部署	環境生活部戸籍住民課、嬉野地域振興局地域住民課、三雲地域振興局地域住民課、飯南地域振興局地域住民課、飯高地域振興局地域住民課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。								
情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。								
⑥使用開始日	平成27年10月5日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務								
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

①住民票記載項目

1. 住民票コード、2. 氏名 フリガナ、3. 氏名、4. 通称氏名、5. 併記氏名、6. カタカナ併記名、7. 性別、8. 生年月日、9. 住民となった異動が発生した日、10. 外国人が住民となった異動が発生した日、11. 住所、12. 住所を定めた異動事由、13. 住所を定めた異動を受理した日、14. 住所を定めた異動が発生した日、15. 世帯主の氏名、16. 世帯主の併記氏名、17. 続柄、18. 前住所、19. 転出予定先住所、20. 転出先住所、21. 転出届を受理した日、22. 転出を予定する日、23. 転出者の転入通知が通知された日、24. 転出者が転入先に転入した日、25. 住民票から削除された異動事由、26. 住民票から削除された異動を受理した日、27. 住民票から削除された異動が発生した日、28. 戸籍筆頭者の氏名、29. 本籍、30. 在留カードの番号、31. 国籍、32. 法第30条45の表の下欄に掲げる事項、33. 在留資格、34. 在留期間、35. 在留期間の満了の日、36. 住民票が改製された日、37. 行政区、38. 小学校区、39. 中学校区、40. 住民票の備考欄に備考文を記載した日、41. 住民票の備考欄に記載する備考文、42. 国民健康保険資格有無情報、43. 国民健康保険退職資格有無情報、44. 国民年金記号番号、45. 国民年金種別情報、46. 児童手当資格有無情報、47. 介護保険資格有無情報、48. 後期高齢資格有無情報、49. 後期高齢の被保険者番号、50. 後期高齢の資格を取得した日、51. 後期高齢の資格を喪失した日、52. 通称氏名を住民票に記載した日、53. 通称氏名を住民票に記載した市区町村、54. 住民票への記載履歴がある通称氏名、55. 通称氏名を住民票から削除した日、56. 通称氏名を住民票から削除した市区町村

②システム制御用項目

1. 登録日時、2. 更新日時、3. 更新コンピュータ名、4. 更新ユーザID

③その他記録項目

1. 住民区分、2. 異動事由、3. 異動を受理した日、4. 異動が発生した日、5. 住民となった異動事由、6. 住民となった異動を受理した日、7. 外国人が住民となった異動を受理した日、8. 通称氏名 フリガナ、9. 併記氏名 フリガナ、10. 世帯主の氏名 フリガナ、11. 世帯主の併記氏名 フリガナ、12. 変更前の通称氏名 フリガナ、13. 変更前の通称氏名、14. 変更前の併記氏名 フリガナ、15. 変更前の併記氏名、16. 変更前の氏名 フリガナ、17. 変更前の氏名、18. 前住所の世帯主氏名、19. 転入前住所、20. 転入前住所の世帯主氏名、21. 転居前住所、22. 転居前住所の世帯主氏名、23. 転出予定先住所の世帯主氏名、24. 転出先住所の世帯主氏名、25. 投票区、26. 転居前の行政区、27. 転居前の小学校区、28. 転居前の中学校区、29. 転居前の投票区、30. 住民票への記載履歴がある通称氏名 フリガナ

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数 (氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数 (住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード (転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数 (転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. カード送付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、届出者（本人あるいは代理人）の本人確認書類（身分証明書等）を徹底することで、対象者以外の情報の入手は行わない。 ・届出書の内容を厳格に審査し、対象者以外の情報を登録しない。 ・必要な情報以外はシステムに入力しない。（必要外の項目は入力できない。） ・システム入力後は、入力結果を入力者以外の者が照合するダブルチェックを行い、対象者以外の情報の登録を防止する。 ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回実施される情報セキュリティ研修及び個人情報保護研修等を通じて、住基業務関係職員のセキュリティ意識を高め、目的外入手の禁止を徹底する。 ・住民基本台帳システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡できる。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入力できないよう、仕組みとして担保されている。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号法第19条第6号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当しない業務のシステムからはアクセスできないよう適切なアクセス制御を講じ、目的を超えた紐付けは行われないうようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	住民基本台帳システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDを発行し静脈認証を行っている。
その他の措置の内容	静脈認証後は、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を行っている。 ネットワークを論理分割し、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回実施される情報セキュリティ研修及び個人情報保護研修等を通じて、住基業務関係職員のセキュリティ意識を高め、目的外利用の禁止を徹底する。 ・住基端末の画面について、一定時間においてスクリーンセーバの起動設定を施している。また、解除にはIDと静脈認証が必要である。 ・住基端末の画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な最小範囲にとどめ、使用後は速やかに鍵付きの書庫へ保管又は削除する。 ・宛名管理システムのアクセス、操作情報を記録しており、不正な紐付けが行われていないか監査証跡できる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約の際に、個人情報取扱い特記事項(秘密保持、厳重な保管、再委託の禁止、目的外利用の禁止、複写及び複製の禁止、違反した場合の損害賠償等)を定め契約の要件とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	委託者であっても、松阪市において住民基本台帳システムを操作する場合は、操作者の操作した内容を記録し不正な利用が行われていないか監査証跡できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、番号法第19条第6号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当するか確認のうえ提供する。 ・提供された情報を記録し、定期的に当該情報及び操作履歴を確認することで、特定個人情報の不正な提供を防止している。 	
その他の措置の内容	「サーバー室への入室制限」によるサーバからのデータ持ち出しや、「USBポートの使用禁止」による端末からのデータ抜き出しの制限。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス、操作情報を記録しており、不正な提供・移転が行われていないか監査証跡できる。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>] 接続しない(入手)	[<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	宛名管理システムでは、番号法第19条第6号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当しない業務のシステムからはアクセスできないよう適切なアクセス制御を講じ、システム上、不正な提供が行われない仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	・住民基本台帳システムの端末は、シンクライアントであり、仮に盗難にあった場合も特定個人情報へのアクセスは出来ない仕組みを構築している。 ・住基端末の画面について、一定時間においてスクリーンセーバの起動設定を施している。また、解除にはIDと静脈認証が必要である。 ・住基端末においてUSBポートの使用禁止設定がされており、データを外部媒体に移転する必要がある場合のみ使用を許可している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者からの届出書類は、使用后、鍵付きの書庫に保管し、紛失を防止する。 ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の重要な資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出者からの届出書類は文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作により実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><マイナポータル申請管理システムでの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。 2. 新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 3. 毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。 4. 情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ： 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ： 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ： 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム等における措置 ： 市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 事務で使用するその他のシステムにおける措置 ： 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ： システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ： 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ： システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ： 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ： システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・ スクリーンセーバの解除はパスワードの入力が必要となる。 ・ 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・ 大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	・住基ネット関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各利用者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる機会を設けたり、指導を行う。		
10. その他のリスク対策			

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 : 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 : 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 : 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 : システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 : 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 : システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 : 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 : システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除はパスワードの入力が必要となる。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約の際に、個人情報取扱い特記事項(秘密保持、厳重な保管、再委託の禁止、目的外利用の禁止、複写及び複製の禁止、違反した場合の損害賠償等)を定め契約の要件とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 <ul style="list-style-type: none"> : 作業者を限定させるために、委託業者の名簿を提出させる。 : 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 : 閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 : 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 <ul style="list-style-type: none"> : 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバの使用権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 <ul style="list-style-type: none"> : 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・ 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 <ul style="list-style-type: none"> : システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・ 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 <ul style="list-style-type: none"> : 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 : 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合は、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 ・ 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 : システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住基ネット関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・ 住基ネットの各利用者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる機会を設けたり、指導を行う。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	松阪市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松阪市環境生活部戸籍住民課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4052 FAX 0598-26-9115 E-mail koseki.div@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	問い合わせ受付票を用意し、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	松阪市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	松阪市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	字句の修正
平成27年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称	住民基本台帳に関する事務	住民基本台帳	事後	字句の修正
平成27年6月30日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・第12条（本人等の請求に係る住民票の写しの交付）	・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付）	事後	字句の修正
平成27年6月30日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の交付の特例）	・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）	事後	字句の修正
平成27年6月30日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・第30条の12（通知都道府県以外の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	字句の修正
平成27年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)	(別表第二省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第7号)	事後	字句の修正
平成27年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・上記、番号法別表第二における情報提供の根拠とした各項における別表第二省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条	事後	字句の修正
平成27年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)6特定個人情報の保管・廃棄	【保管】 ・情報企画課が管理しているサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。	以下の文言を追加 【保管】 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	事後	字句の修正

平成27年6月30日	Ⅲリスク対策7特定個人情報の保管・消去	【消去】 ・特定個人情報等の重要な資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。	【消去】以下の文言を追加 ・届出者からの届出書類は文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	事後	字句の修正
平成27年6月30日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民情報管理担当マネージャー兼戸籍住民課長事務取扱 伊藤 広美	戸籍住民課長 長野 成行	事後	所属長の変更
平成28年10月28日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍住民課長 長野 成行	戸籍住民課長 上山 孝一	事後	事前通知事項に該当しない所属長の変更
平成28年10月28日	4. 個人番号の利用法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成28年3月31日法律第13号施行時点)	事後	事前通知事項に該当しない法令の改正による変更
平成29年9月8日	I 基本情報 ②特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		7. 課内連携システムとの連携に証明書コンビニ交付システムを追加	事前	
平成29年9月8日	I 基本情報 ②特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③ほかのシステムとの接続		その他(証明書コンビニ交付システムを追加)	事前	
平成29年9月8日	I 基本情報 ②特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ① システムの名称		証明書コンビニ交付システム	事前	
平成29年9月8日	I 基本情報 ②特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ② システムの機能		1. 既存システム連携機能 既存住民基本台帳システム、印鑑登録システム、戸籍システムから証明書情報を連携する機能 2. コンビニ交付機能 証明書交付センターからの要求に回答して証明書自動交付を行う機能	事前	
平成29年9月8日	I 基本情報 ②特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③ 他のシステムとの接続		[○]既存住民情報システム [○]その他「印鑑登録システム、戸籍システム」	事前	
平成29年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2		証明書コンビニ交付システム保守	事前	
平成29年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ①委託内容		証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託	事前	
平成29年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人未満	事前	

平成29年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター	事前	
平成29年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない	事前	
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	戸籍住民課長 上山 孝一	戸籍住民課長	事後	
平成31年4月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)委託の有無 件数	1	2	事後	件数の修正(誤記訂正)
令和2年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	【保管】 ・情報企画課が管理しているサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。 ・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊または、データ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	事後	内容の修正
令和2年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 委託事項① 委託先③	株式会社 システム・エージ	株式会社 松阪電子計算センター	事後	内容の修正
令和2年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	関係者以外立ち入り禁止としている戸籍住民課事務室に設置されたサーバラック(施錠あり)のサーバ内に保管する。	・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。	事後	内容の修正
令和2年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 委託事項① 委託先③	株式会社 システム・エージ	株式会社 松阪電子計算センター	事後	内容の修正

令和2年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	関係者以外立ち入り禁止としている戸籍住民課事務室に設置されたサーバラック(施錠あり)のサーバ内に保管する。	・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。	事後	内容の修正
令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第19条第7号別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第1(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1(別紙2参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法第19条第7号別表第1に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1に定める事務(別紙2参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性		機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	平成31年4月1日	令和4年2月10日	事後	
令和4年12月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		また、窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能での受付を行い、マイナポータルのお知らせ機能での追記を行う場合がある。	事前	
令和4年12月13日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム7を追加	事前	

令和4年12月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月13日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)		・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
令和4年12月13日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		<マイナポータル申請管理システムでの措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
令和4年12月13日	I 基本情報システム2 ②システムの機能	3. 個人番号カード利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事前	